

※1原則、国の家賃支援給付金の給付を受けている事業者の方が対象となります。(裏面参照)  
※2申請期限を令和3年3月26日(金)(当日消印有効)に延長しました。(裏面参照)

# 和歌山県家賃支援金 の申請受付を開始します！

新型コロナウイルスの影響により、売上の急減に直面する事業者の事業継続を下支えするため、地代・家賃が負担となる事業者に支援金を支給します。

## 1. 対象要件

下記の4つの要件を全て満たす必要があります。(詳しくは申請要領をご覧ください)

- 1 **県内に主たる事業所**を有する事業者(※1)
- 2 **国の家賃支援給付金**の給付を受けている事業者(※2)
- 3 宣誓書を提出する事業者
- 4 下記①から③までの要件に該当しない事業者

- ①本支援金をすでに受け取った者
- ②和歌山県暴力団排除条例(平成23年和歌山県条例第23号)第2条第3号の暴力団員等若しくは同条第1号の暴力団又は同条第2号の暴力団員と密接な関係を有する者
- ③本支援金の趣旨・目的に照らして適当でないと知事が認める者

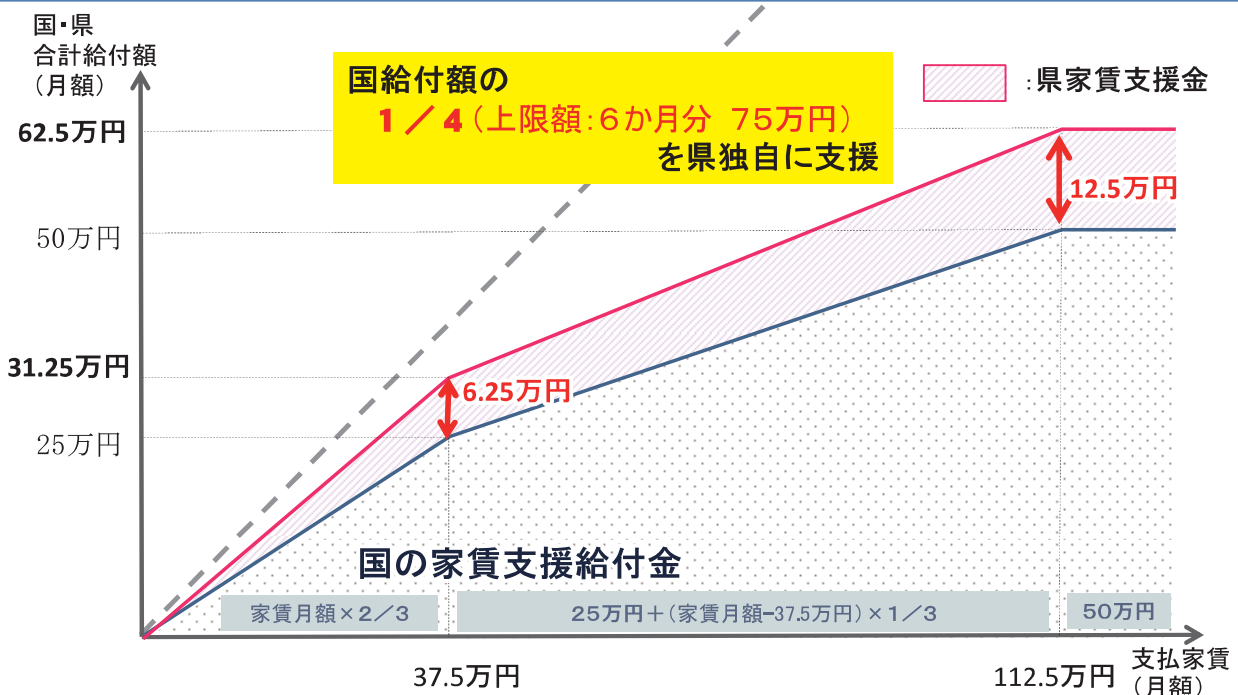
※1 **県外に本社がある観光関連事業者のうち**、①宿泊施設、②温泉保養施設、③交通施設、④休憩食事施設、⑤観光土産品販売施設、⑥不特定多数の方が利用する観光施設と認められる施設を**県内で運営する事業者も対象**

※2 **令和2年1月1日から5月31日までの間に創業し**国の家賃支援給付金を受けていない事業者、**収益事業を営む人格のない社団等**は**別に定める要件を満たせば、本支援金の対象**となります。詳しくは、申請要領(新規創業者用)又は申請要領(人格のない社団等用)をご確認ください。

## 2. 支援金

国の家賃支援給付金の **1/4相当額** を支給(上限額: 法人150万円、個人事業者75万円)

### 県家賃支援金の個人事業者への給付イメージ(月額ベース)



【法人】「国の家賃支援給付金」・「県家賃支援金」ともに 給付上限額は個人事業者の「2倍」

